

第十三回国会
来議院

外務委員会人事委員会連合審査会議録第二号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

外務委員会

委員長 仲内 憲治君

北澤 直吉君

並木 芳雄君

林 百郎君

人事委員会

委員長 田中 不破三君

理事 平川 篤雄君

理事 藤枝 泉介君

井之口政雄君

出席政府委員

人事院事務総

局法制局長 岡部 史郎君

外務事務次官 石原幹市郎君

外務事務官 大江 晃君

(大臣官房長)

委員外の出席者

外務委員会

専門員 佐藤 敏人君

外務委員会

専門員 村瀬 忠夫君

人事委員会

専門員 安部 三郎君

本日会議に付した事件

外務公務員法案(内閣提出第四五号)

○仲内委員長

ただいまより外務委員

会人事委員会連合審査会を開会いたし

ます。

外務公務員法案を議題といたしま

す。本案につきましては、審議の都合

上各章ごとに一章ずつ区切つて質疑を

行うことといたします。

まず第一章総則第一條ないし第四條

第二類第五号(附屬の一)

について質疑を許します。御質疑はあ

りませんか。

○並木委員 この外務公務員法案は国家

公務員法の特例として設けられたので

ありますけれども、それならば国家公

務員法の特例法として出せばいいので

す。ちよつと拜見したばかりではありま

すけれども、全般から見まして国家公

務員法というものの対する非常な例外

的な規定に終始して、それがあまりに

極端なために、国家公務員法という母

体の法律をないがしろにするという点

などがうかがわれるのです。この点に

ついて、何ゆゑにこれを單獨法として

やつたか、それをお伺いしたいと思ひ

ます。

○石原(幹)政府委員 ただいま並木委

員からお話になりましたように、公務

員法の実質は特例法なのであります

が、先般御説明申し上げましたよう

に、外務省に勤務します勤務員の勤

務地が非常に世界各地にまたがりまし

て、従いましてそれに関連して非常な

特殊性を持つて来るということがあ

るのであります。それからもう一つ、職

務が非常に対外的であります。その

責任とかいろいろの点についても非常

に懸隔といひますか、異なるものであ

ります。ことに特別職その他の大公使等

に関する規定等も相当に織り込まれま

すので、結局一まとめにいたしまして

外務公務員法というこういう形をとつ

たのであります。

○並木委員 特例法として設けること

はできないのかどうか、それでは何ゆ

えに支障があるのかどうか、それをお

伺いしたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 ただいま申し上

げましたように特例的なことが多いの

であります。各官署の規定でありま

すとか、さらにまた外人の雇用のこと

までもいろいろこれに入つております

が、人事院その他ともいろいろ折衝い

たしました結果、こういう名前で出す

方がよろうということにおちつた

のであります。

○並木委員 外務大臣の権限がこれで

は非常に強くなつておりました。外務

省勤務の職員といへども身分の保障

について万全を期することがむづか

しいと思ひます。その点について、

国家公務員法をあくまでお持ちし人

事院としてはどういうお考えをお持ち

になりますか。あまりに人事院を無視

するようないやうな法律ができるとい

うことは、国家公務員法の精神からい

つても、国家公務員の身分を保障する

上から万全ではないと思ひますが、

その点をお聞かせ願ひたいと思ひま

す。

○岡部政府委員 並木委員の御質問に

お答えいたしますが、この外務公務員

法案はただいま石原事務次官からお答

え申し上げました通り、特別職に關す

る部分、それから各官署の規定、各官

事及び外人の任用という條項に關す

る部分を除きましては、すべて国家公

務員法の特例を定めるものとなつてお

ります。しこうしてその特例につきま

しては、全体といたしまして国家公務

員法の精神及び制度に基きまして、特

に特例を要する部分につきましてのみ

特例を定めたものと考へております

で、各章ごとに御審議いただければ、御

理解がいただけるかと存するのであり

ますが、人事院といたしまして、これ全

体といたしましては、国家公務員法が

予想しているような外務公務員につ

ての特例を定めたものと考えておるの

であります。これによりまして、外

務省に勤務する職員の身分の保障に特

別欠けるものというやうな考えは持つ

ておりません。

○並木委員 その点は以下章を追つて

また質問して行きたいと思ひます。し

かし全体から受ける感じというものは、

国家公務員という公の職務につく

ものの規定ではなくて、吉田家にでつ

ち奉公する外務省の役人の身分を扱つ

た感じが非常に強い、これは逐次質問

をして参ります。

第二條におきましていろいろ外務公

務員に關する定義を掲げておりますけ

れども、この中できよの新聞でござ

います、首相の特使として川越氏を

独立後、國府へ派遣するかも知れない

という報道がされております。首相の

特使といふやうなものは、どの範疇に

入るものでありますか、それをお伺い

しておきたいと思ひます。またさうい

う川越氏を國府へ派遣するなどという

話が、現実にあるのかどうか、それも

質問しておきます。

○石原(幹)政府委員 ただいま引例さ

れました例示だけでは何ともはつきり

申し上げられないのであります。こ

の全權大使等の中にも、特使として参

ります際に、大使の資格を與える場合

には含むのであります。さういふ場

合には特派大使といひますか、勤務地

を持たない全權大使といふことも考へ

ておるのであります。

○並木委員 この第二條によつて設け

られる全權大使あるいは全權公使、こ

れをどく／＼にさしあたり設ける計画

であるか、これをお伺ひします。

○大江政府委員 大使館を置きます位

置につきましては、ただいま在外公館

の名称及び位置を定める法律案を近く

国会に御審議を願うことにいたしました

りますが、その予定地といたしまして

は、アメリカ合衆國、カナダ、メキシ

コ、ブラジル、アルゼンチン、大韓民

國、フィリピン、オーストラリア、イ

ンドネシア、タイ、ビルマ、インド、

パキスタン、トルコ、ドイツ、オラン

ダ、ベルギー、フランス、イタリア、

スペイン、英連邦連合王國、以上が大

使館を置く予定地であります。公使館

につきましては、ドミニカ、ペルー、

チリ、ウルグアイ、ニューギニア、

ド、ダニエリ、ラオス、カンボジ

ア、セイロン、エジプト、ユーゴスラ

ビア、スエーデン、ホルウェー、デン

マーク、スイス、ヴァチカン、ポルト

ガル、南アフリカ連邦、以上でござ

います。

○並木委員 今伺ひした中には大使

館または公使館として台湾の國府とい

ものが含まれておりませんが、中国に對するものはどうなるのですか、その点お尋ねしておきたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 国府との關係は、御承知のようにたいま平和交渉といひます、條約締結につきましては、折衝中でありまして、この條約の締結を見、国交回復の上においてあらためて考えるということになつております。

○並木委員 その場合は大使館ですか。公使館ですか。

○石原(幹)政府委員 その場合になつてみなければわかりませんが、おそらく今予定されておりますところの比較等から考えましては、大使に相なるのではないかとと思つております。

○並木委員 總領事館の方はどこへ設ける予定ですか。

○大江政府委員 總領事館につきましてはニューヨーク、シカゴ、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ホノルル、サンパウロ、香港、シンガポール、カルカッタ、ボンベイ、ジュネーヴ、これが總領事館であります。

○並木委員 第二條の第二項でございす。その中に政府代表とは「特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は國際會議若しくは國際機關に参加し、若しくはこれに行動する権限を付與された者をいう」とそれと第三項の「この法律において「全權委員」とは、日本國政府を代表して」というところまでは第二項の政府代表と同じでありますけれども、特に國際機關に参加するという点が抜けております。そのかわり「條約に署名調印する権限を付與された者をいう」というふうになつておりますけれども、政府代表と全權委

員との違ひをはつきりここでしておいていただきたいと思ひます。何ゆゑにこの違ひが出るか。

○大江政府委員 第二項におきまして、「國際會議若しくは國際機關に参加し」とありますのは、將來國際連合その他の國際機關に比較的恒久的に政府を代表して参加するという場合をうたつたものであります。第三項におきまして條約に署名調印する権限を付與された全權委員というものは、そういう恒久的の機關に参加して、なおかつ條約に署名調印するというようなことがなく、その場合は國際會議というふうな形をとるといふふうに考えております。

○並木委員 第二項の「若しくはこれに行動する権限」というのは何ですか。何かつづり方にでも出て来るような文章で、法文としては非常に了解に苦しむのですが、「これに行動する」とは何ぞや。

○大江政府委員 この國際會議もしくは國際機關において政府を代表して意見を述べる、あるいは場合によりましては意思表示を行つて投票する、その他いろいろの折衝を行うというふうなことを含んでおります。

○並木委員 第三項の方にはそれがないですから、第三項の方はただまづて参加して来なければいかぬということになるのですか。法文としては実につたない法文であると私は思ふのです。いかがですか。

○大江政府委員 第三項におきまして、「特定の目的をもつて外国政府と交渉し」とございまして、第二項におきまして「交渉し」とあるのでございしますが、もちろん第二項で先ほど

御説明いたしましたような意見を述べ、あるいは投票するというようなことは含んでおる、こういうふうな解釈いたします。

○仲内委員長 委員長より申し上げますが、人事委員の方は、井之口政雄君だけが御質問だそうですから、この機会に井之口君に全般的な質問を許します。井之口政雄君。

○井之口委員 外務公務員法を特別に制定して、この機關にいろいろ従事されることの公務員に関する諸問題と規定されようとしておられますが、しかしもしそういうことになつて来ますと、今日存在しておる人事院の権限が、これにどういう作用を及ぼし得るのか。もう人事院は何も必要ないものとなつて来はしないかということが、まづ第一に考えられるのであります。先ほど並木さんからも御質問があつた通り、これは當然起るところの疑問であります。さらに最近においては、吉田政権の行き方は、人事院を必要としない、公務員としてのみずからの権限を守るための団体運動は禁止せられておるし、その上に人事院も廃止されるというふうな傾向に進んでおるとき、やはりその一翼に合流して行くような傾向を、この外務公務員法が持つておるのではないかという点を非常に強くわれわれは疑ふのであります。これに對して政府は一体どういふ考えを持つてこられた特別のものをつくられるか。今申し上げたような傾向が高進せられると、民主主義的な方向というものは逆転して来ると思ふのであります。その点についてどう考えておるか、聞いておきたいと思ふのです。

○石原(幹)政府委員 この問題は先ほどもお答えいたしましたのでありますが、外務公務員の勤務地であるとか、職務の責任とか、そういう特殊性から割出されて来たものでありまして、そのほか特別職の關係のもの、あるいは名譽領事、外国人の雇用とか、いろいろの特殊性からここの形をとつて来たものであります。この法律をこらんになつてわかりますように、國家公務員法をあくまで原則としては立てておるのであります。國家公務員法は、人事院を重点といたしますが、中核として運営されておるわけでありまして、われわれといたしましては、國家公務員法なりの形でここの法案を考えたものでないのをごさいます。その点を申し上げておきます。

○岡部政府委員 人事院の方からも一言つけ加えて説明させていただきますが、第一回の国会におきまして國家公務員法が制定された際におきましても、この國家公務員法をそのまま適用するについては、特別を要するグループが非常に多いだらうということが予想されておりました。そのうちから、その当時におきまして公務員法の附則の十三條で列挙いたしました、外交官、領事官、その他の在外職員、學校教員、裁判所職員、檢察官を並べまして、これらにつきましては特別法を認めておるわけでございます。それに基づきまして、御承知の通りすでに教育公務員特例法が出ておりますし、檢察官につきましてもは檢察官法におきまして、これは國家公務員法の特例を定めるものだとすることをうたつております。それで外務職員につきまして

も、早くから特別法を制定することが予想されておるわけでありまして。國家公務員法自身がその特別法を予定しているのだと私も考えておる次第でございます。

○井之口委員 人事院特例によつて、これらの外務公務員を將來規定するのだといふふうに、前になつていたといひますれば、むしろ今日の國家公務員法の部分として改正するなり、いろいろな方法をとつて、やはり人事院の管轄内において、これらの外務公務員に関する諸法令も規定したならばどうかと思ふのですが、これでは人事院はどの程度これらの公務員に對して働きかけ得る余地が残されておるのですか。全然ないのか、また全然なしとしてもそれで満足されますか、どうですか。

○岡部政府委員 先ほど申し上げました通り、内容につきまして御審議いただきますればわかる通り、たとえば第二章は職階制をきめておりますが、職階制の問題につきまして、その職階を決定する、職階を決定するといふようなことは、これは當然人事院の権限になつておる。それに対して、單に格付の仕事はこれも一般の職員におきまして、人事院が全部行うわけがないのであります。各省に広く委任してやる建前になつております。それをこの特別法を制定するに際しまして、外地におる外務公務員につきまして、人事院が格付を行うといふことは事實問題として困難でありますから、外務省の方に委任するといふような、これが特例の一例でございす。そういうように制度全般につきましては、人事院が國家公務員法及びそれに基く人事

院規則がすべてカバーするわけでございまして、この法律が規定しております特定の事項についてのみ国家公務員法の特例となる、こう考えております。

○井之口委員 かんじんなところを外務省に任じてしまつて、人事院としてなさねばならぬ中心点はよそに預けて、まるで下請みたいな形式の点だけやるということになつたならば、人事院の存在それ自体が無意味になつて来ることは明らかであります。たとえば査察使の派遣の点をとつてみても、人事院は何ら関係なく、総理大臣吉田氏が自分自身で任意に事断をもつてこれを任命し、派遣し、それに対して何ら国家の公務員としての独自の立場が守られないといふふうになつておる、これは吉田天皇の思ふようになるような任命であります。この間アメリカから日本に参りまして行政協定を国務大臣の岡崎氏と結んだというあのラスク氏なんかも、向うの大統領の何か特使というのです、大統領の手先みたいなもので、全体の国家的な一切の機構権限のもとにきちんとしきめられていて、そして人民の統制のもとに存在してゐる、そういう大事な役人ではない。ところがそれがやつて来まして重大なものは決議してしまつた。そういう決議をなす権限を持つものなりやいなや不明のまま決議された、その決議されたものが国家として大きな制約を受けるというふうになつていますが、この査察使のようなのでも、一例をとつてみても、人事院はまるでこれと無関係になつてしまつて、結局結果においてこの独善的な行動が行われるようになると思ふのですが、これらの査察使といふものの権限なり、構成なり、その任命、罷免等々についてどんなふうな構想を持つておられますか、もつと詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○石原(幹)政府委員 先ほどお話のラスク氏は、これは答へなくてはならないと思ひますが、向うの大使という資格で来られておられますから、大使とこちらの国務大臣が協定したのであります。これは当然の筋道だと思ひます。それから査察使のことですが、これは何と申しますか、いわゆる行政監察のようなことであります。ことに外務関係は、世界各地に在外公館がずつと散らばつておられます、一々こちらの人事院から正規に出て行くというようなことも、これは能力において、また事務上において困難であらう。そういうことで今回こういうような制度を設けたわけであります、場合によりますれば、在外における大使なら大使の適当の人が、その周囲を査察することもあるであらうし、この査察使の詳細の職務、権限といふことが、規定、準則のようなのものはこれから立てて行きたいと思ふのでありますが、置いた趣旨なり仕事は、ただいま申し上げたような点であると思ひます。

○井之口委員 たとえば査察使はいろいろな報告をすることを任務としておられますが、こういう報告が一ぺん行くと、しかるにそこにおける公使館なり大使館からの報告が出て来る、こつちは個人的に報告して来るが、一方においては、正規の機関を通じて一つの報告が行く、二つの報告が矛盾した場合に、これを派遣してゐるところの外務大臣は一体どつちをとつていいかわからぬようなことになるし、この査察使が自由かつてにあつちこつちはいまわつて歩いて、一方においては、義務を負つていないところの自由な行動をやつて、片方においては、一つの機関として、大使館なり公使館から正式の報告が行くといふふうになつて、これはおもしろくない結果に到達するのではなからうかと思ひますが、その点についてどうお考えになりますか。しかも査察使なるものは、外務大臣——今にいたしますと、吉田総理大臣であります、そういう人たちの側近を派遣することに出来る。そしてあなた方が役人として行つておられるになつても、あなた方は重要な報告もできない、この側近の人が行つて、かつて次第なことをすると、まるで今日の機構を破壊してしまふアツシヨ的な形態がここに成立して来ると思ふのですが、どうでしょう。

○大江政府委員 ただいまのお話の中に、報告が二本になつて来るがどうかという御質問がございましたが、在外公館の一般の報告と申しますのは、主として政務関係あるいは情報関係で、もちろん行政的の事務報告もございしますが、第十六條で予定しております査察は、主として行政的内容を監査するといふ意味で置かれておるものでありまして、その点におきまして、報告が二途に出るというふうなことはなからうと存するのでございます。たとえば定期的にいたします行政報告というやうなものの中に、監査を要するやうな事項がありますれば、それを取上げて査察の対象にするというやうなことでもございします。

また査察使を外務大臣がつかつてにきめてやるというやうなお話もございしましたが、第十六條には、外務公務員のうち適当と認める者を派遣するといふことになつておられます、これは民間、あるいはそういうお話のやうなところから行くことはなからうといふふうに思つております。

○井之口委員 そういう矛盾は起らないだらうというのだから、実に甘い考えだと思ひます。

その点はそれくらいにいたしまして、次にこれらの外務公務員でつかの人の人たちが、いろいろな機密の漏洩に対して責任を負うてゐることになつております。しかし機密の漏洩といふことは、非常に重大なことでありまして、一例を申し上げますと、今日日本は再軍備してないといふことは、これは総理大臣が再軍備してないといふことばつておる。しかるに労働者の中には、日本の軍機を漏洩したといふ意味で、裁判にかかつてゐるやうな人たちがおる。また今度の講和條約その他の條約を見ても、日本はこれより有利な條約を、今まで結んでないといふと新しく結んで有利なといふ場合、一体日本にとつて有利なのか、アメリカにとつて有利なのか、これは非常にあいまいなところなのです。實質上は、有利といふこととはどうしてもアメリカにとつて有利といふことになる。そこで今度の場合でも、機密の漏洩に対して日本の公務員が責任を負うてゐますが、この場合に、まづたかアメリカが日本を支配してあり、しかも講和後においても引續いて支配の存在は残るといふやうなときになつて来ますと、アメリカの軍事上の機密、アメリカにとつて一つの隠さなければならぬ性質のものを日本の公務員が漏らしたといふので、責任を負わされるやうな結果にも立ち至る場合があると思ふ。日本の公務員が日本のことについての機密を漏らしたといふならいざ知らぬこと、外国の機密、アメリカの機密に対して、それを漏らした場合に責任を問われるやうなことに立ち至ると思ふのですが、この機密漏洩といふことに對して、その辺のはつきりした具體的な説明が願ひたいものだと思ひます。

○石原(幹)政府委員 これは第十九條にもありますように、「外交機密の漏えいによつて國家の重大な利益を害した」という理由で「云々」と、國家の重大な利益毀損といふことになつてゐるのであります、ただいま御質問のやうなことは、當らないと思ひます。

○井之口委員 まるでその返事はわけのわからぬことになる。もとより機密であるから、アメリカの機密に對してこれを漏洩した場合はどうなるのですか。日本に多くのアメリカの軍事基地ができてゐる。この軍事基地に對して、外交官は當然いろいろな國際的關係で知つてゐる。しかるに日本においては軍隊を置かぬ、平和な國でありますから、その平和な國として、アメリカの軍事基地に關するそれらのことが外國に發表されようと、どうしよう、そんなことはかまわない。しかるにそれはアメリカの國にとつて重大な不利益になつて来るやうな場合が

発生して来るのであります。そういう場合に、日本の外交官がアメリカの機密までも国家の重大な利益としてどうしても守らねばならぬのか。その点日本が将来アジアに存在する上において、平和国家として立つて行くか、アメリカの軍事基地として立つて行くかという、重大な岐路に今立つている關係上、これらの問題は大きな意義を持つのであります。その点はどうかあります。

○石原(幹)政府委員 これは日本の外務公務員法——日本の法律でありまして、国家の重大な利益を毀損したという事になつておるのであります。それから、日本国家の重大な利益を毀損した、こういうふうな解釈しなければならぬと思ひます。

○井之口委員 アメリカと日本との今度の條約によりますと、アメリカにとつて不利なるもの、日本にとつて有利なる條約は、將來締結してはいかぬといふのですから、日本にとつて有利なものが必要しもアメリカにとつて有利とならぬ場合がある。アメリカにとつて不利なるものが、日本にとつて非常に有利なる場合がある。そうしたときの矛盾、少くも日本が一つの独立国家として存在する以上は、機密というものに對しては、こまかないろ／＼な問題が將來出て来るのであつて、そのたびに公務員が日本のためを思つてやつたことでも、他国からの干渉によつて、この人たちが犠牲となつて上らなければならぬという場合が発生して来るのであります。そういうことに對して、外務省の方ではどういふふうに——どうもアメリカの属国になつてしまつたのだから、しかたがないのだ、アメリカ

カの言うことは一から十まで守らなければいかぬのだと思つて、こうした法案をおつくりになつたのかどうか、それを聞いてみたいと思ひます。

○石原(幹)政府委員 先ほどから講和條約をいふ／＼引用せられて、有利な條約をどういふことかというのを言われまが、そういうことはこの平和條約にはございせん。この條約できめたより、より利益を與えるような條約をつくつた場合には、すべての国に及ぼさなければならぬといふことが第二十六條にあるのであります。先ほどから言われていることは條約のどこにあるのか、ちよつとないようには私

は思ふのであります。それから機密の保持、漏洩といふのは、これは昔から、いわゆる官制といふますか、服務紀律等にもつとある條項でございまして、ことに外交につきましては、機密の保持というわけでありまして、そういう意味で第十九條に特別に規定されておるといふことになつておるのであります。先ほどからいふ／＼言われますことは、どうもわれわれの方にはよくわからないのであります。

○井之口委員 それではあまり政治の根本に觸れるとあなたはわかりにならないから、ここに具体的に現われている言葉をつかまえて、そうして具体的な例を引いてひとつお尋ねしてみたいと思ひます。たとえば外務公務員の中に——これは外交上のいろ／＼な機密を知つておるのであります。そういう機密を、日本の国内のいろ／＼な民主主義的な傾向を持つた政党に漏らすといふふうなことになつた場合には、た

だちにこれが罪にひつかかる。しかるに他方においては、外務大臣のお氣に入らなつて派遣される警察官のようになつたつたら、外務大臣と同じ党派、または同じ傾向に所屬する者に漏らした場合には何ともないけれども、片方の民主主義的な団体に漏らせば、これが機密の漏洩として処罰されて来なければならぬといふふうになつたならば、官吏としての地位さえも維持できなくなつて来るのではないか。この具体的な例についてはどうです。これに對しては御返事ができないはずはない、できるだらうと思ふのであります。

○石原(幹)政府委員 これは機密の漏洩によつて国家の重大な利益を毀損した、こういうことになつたのであります。『機密の漏洩』といふことになつた、今いろ／＼例を引かれましたが、これは一々答えるのもどうかと思ふのであります。これは漏洩ではないのであります。査察使はいろ／＼なことを知つていなければならぬ場合もあるかと思ふので、機密の漏洩で重大な利益を毀損したという場合に、懲戒とか、こういう処分が行われるのであります。

○井之口委員 その例はさきに井口次官が——ぼくは井之口で、ちよつと似たような……(笑聲)この人は、国府關係のことを国会において漏らしたといふだけで、おれのまだ許しを得ないで漏らしたといふので、大分吉田総理におきやうをすえられたものであります。そういうふうなことが問々起る。そうすると、日本の官吏として自分で正しいと思ふことを国会に報告さ

えもできない。いわんや、あるいは大衆に向つての講演会なり何なりにおいて正しい意見を發表もできない。まるで個人的に外務大臣の主観的な考えに支配されるということが起つて来る。せんだつても、何か外国に派遣される外交官が吉田総理とちよつとを一緒に食べに行つて、そうして吉田総理が立たないうちに立つて行つた、エチケットを知らない、けしからぬといふので首になつたといふことを新聞で報じておる。こういうことは機密漏洩問題に對してはもつと深刻な問題が起つて来る。私は思ふのであります。そうしたならば、外務公務員が自分の職責も全うすることができない。はら／＼して、ただ上のものにお伺いを立てているような、茶坊主式の人間しかできて来ない。こんな人間が外交官として外国に派遣されて一体どんなことができるのか。四方八方氣がねばかりして青く

なつて、それこそインテリの青びようたんみたいになつて……(笑聲)日本において外務省の方々がそうなつていゝるとは私は言わねが、自由黨の方が、そうなつていゝと考へておる人もあるらしい。それでは強固なる外交方針といふものは買けない。この点はどうです。

○石原(幹)政府委員 先ほどからお答へしていらつたことを重ねて申し上げることになるのであります。それ以外にないのであります。それからまた不利な処分をとられたと思ふような場合には、審議会の公平な調査にも付せられるのであります。今いろ／＼言われたような、大臣のかつてでいろ／＼なことがで

きるといふようなことは、私な

と思ひます。

○井之口委員 そこで大分審議会に大きな期待を持つておられるようでありまが、これは附則第十四條の二に當る問題であります。ここをごらんになればよくわかる。二の中の「審議会は、委員五人で組織する」と、りつぱに出ております。同時に、その内部の構成を見ますと、「一人及び学識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。五人のうち、学識経験ある者として外務大臣が三名を任命するのであります。五名のうち三名を外務大臣が任命するとすれば、すでに外務大臣の個人の主観によつてこの三名が選ばれるわけであつて、この審議会な

るものがいかに正論を吐いたところで、多数決によつてこれは否定されてしまふ。現に今日日本の衆議院はどうなつてゐるか。衆議院の中において見たり、自由党絶対多数で、その絶対多数が何でも押し切つてしまふ。川上實一君のごとき、ああいう愛国者でさえも追放してゐるし、今また早稲君を懲罰にかけてゐる。こういうふうでどんな簡単なことでも絶対多数が支配して来るのがアメリカ式の民主主義なんだ。そうですが、そういうふうによられま

したならば、この審議会なるものが実

にたよるに足らぬもので、五人のうち三名が外務大臣の主観によつて定められるという結果に立ち至つたら、これをどうして防ぎ得るか。あなた方が今大きな期待を持たれたところの審議会が、そういうふうなものであるといふことをひとつ認めた上で、それを防止する方法があるならば、これにひとつ意見を

出してもらいたい。

○石原(幹)政府委員 どうもこれは頭

からすべてを疑問に思い、疑つてかかるならば、いろ／＼のりくつは立つと思ふのでありますが、この審議会も外務省としては官房長が出る、人事院からは給與局長が出る、こういう役所側では建前になり、それからあとはいくう問題について学識経験あるという人を選ぶにつきましても、やはり外務大臣が広い範囲から選ばれるでありますし、一番適切と思われるところから選ばれる、こういう建前になつております。

○井之口委員 ただいますべてのことを疑つてかかればさうだということを言われましたが、これは売り言葉でありまして、この言葉を聞くと私も黙つてゐるわけに行かぬ。法律というものはあらゆる場合を考へて、あらゆる場合の想定の上に立つて、さうして正しく目的とするところは貫けるように考慮するのが法律である。しかるにあらゆる場合の立法を考へないで、初めから疑つてかかるというふうなことを抜いてかかつて、そういう抜け道をこしらえておいたならば、その抜け道ばかりへ絶対多数は食いついて来るのだから、これは結局法があつて、ないものとなつて来る。この結果はあらゆる面に現われているのであります。こういうふうな考へ方であつた方が法を制定されるならば、トンデモハッブンである。(笑聲)今アメリカ式の英語が非常にはやりますから、そういう言葉ならば、あなた方は理解できるだらうと思ふ。さうしてその理解の助けのために使つたのだから、その点は恕していただきます。さてそういう状態でありまうから、こゝうした欠陥がないように、悪いように運営されないように、

これがもつと改正せられる必要があるのじやないか、この点については考へたことはないでしようか。これを逆に各野党から絶対多数をとるやうにしておいたならば、それは正しい方法もこれに反映して来ると思ふのであります。が、外務大臣の氣に入るやうな人間を三人もとつて来るといふやうな審議会をやつたならば、これは審議会の役割を勤めないと思ふ。大衆団体から出て行くとか何とか、それを改められる意思はないかどうか。

○石原(幹)政府委員 これは先ほども申したのでありますが、役所側からとる者も、つまり外務省から外務公務員の官房長、それから人事院の職員、給與局長が大体予定されるのじやないかと思ふのであります。さういふ建前から見ましても、学識経験者の三人を選ぶ場合にも、やはり十分な考慮がめくられるといふことはお考えを願へると思ふのであります。その他のことにつきましては意見の相違もあるやうでありますし、御意見として承つておきたいと思ひます。

○仲内委員長 これにて連合審査会を散会いたします。

午前十一時二十五分散会

昭和二十七年三月二十日印刷

昭和二十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所